



5月15日には500人が見守るなか、最高裁に補充書を提出しました

去る7月17日、最高裁第一小法廷は、泉南アスベスト国賠訴訟について、1陣訴訟は9月4日午後1時30分、2陣訴訟は午後3時30分、それぞれ口頭弁論を行うことを決定しました。いよいよ最大の山場を迎えることになりました。

泉南アスベスト国賠訴訟は、1陣訴訟

泉南アスベスト国会通信

第63号

大阪・泉南アスベスト国賠
訴訟原告団／弁護団
発行責任者
弁護士 村松昭夫
(06・6361・0309)

○原告らが最高裁に手紙
○頑張りました。原告ら「厚労大臣 会
うてんか」行動3週間

最高裁が、上告受理と9月4日に口頭弁論を行うことを決定！

については2011年8月に、産業発展のためにはいのちや健康が犠牲になつてもやむを得ないとして原告ら全員の請求を棄却する不当判決が言い渡されました。

しかし、昨年12月25日の2陣高裁判決は、行政はあらゆる機会でいのちや健康を最も尊重すべきだとして、国の規制権限不行使の責任を厳しく認定し、原告らの請求を認める判決を言い渡しました。こうしたことから、最高裁が、1陣高裁判決を取るのか、2陣高裁判決を取るのか、どのように判断を統一するのか注目されていました。

今回の上告受理決定では、最高裁が判断で判断する法的論点が明らかにされました。もつとも重要なのは、国の規制権限不行使の違法の判断基準について判断するとされた点です。2陣高裁判決ははじめ国の責任を認めた1陣地裁判決、2陣地裁判決は、筑豊じん肺最高裁判決に基づいて、「国は、できる限り速やかに、最新の医学的知見や技術の進歩等に適合するように、適時につつ適切に規制権限を行使すべきである」としてきましたが、1陣高裁判決は、国には広範な裁量権が与えられているとして、上記の判断基準

を採用しませんでした。今回の決定が、この点で、1陣高裁判決の見直しの可能性を示唆した点は重要です。

また、決定は、①局所排気装置の設置義務付けを行わなかった点、②濃度規制を強化しなかつた点、③労働者に防じんマスクを使用させるよう使用者に義務付けなかつた点のそれぞれの違法理由に関しても判決で判断するとされています。

今回の決定では、まだ、最高裁判決の判断内容が明らかにされたわけではありません。しかし、最高裁が、以上のような法的論点について判断するとした点は重要です。同時に、2陣高裁判決が7年半に及ぶ双方の死力を尽くした主張、立証を踏まえて、最後の事実審として判断を行い、1陣高裁判決と国主張を完膚無きまでに論破していることや、2陣高裁判決から短期間で最高裁が動き出したことなどを考えれば、被害者救済の最高裁判決が出される可能性は十分にあります。

指摘せざるを得ません。
10月中旬までには判決か！
最後の最後まで
大きなご支援を！

口頭弁論が9月4日に行われることになれば、判決は、その1ヶ月前後で言い渡されると予想されます。7月14日の17回目の最高裁要請においても7万筆の公正判決署名を提出しました（累計で26万筆）が、最後まで予断は許されません。しかしながら、最高裁が、以上のようないとした点は極めて問題であることも

しかし、その一方で、1陣訴訟の近隣ばく露の被害者や家族ばく露の被害者、さらに死亡後20年以上経過して提訴した被害者について、それぞれ上告を受理しないとした点は極めて問題であることもあります。

最高裁判決の勝利とそれに基づく泉南アスベスト被害の全面的な救済に向けて、最後の最後まで物心両面のご支援を心よりお願い申し上げます。

原告らの必死の訴えにもかかわらず、厚労大臣は、原告らとの面談を拒否 「田村（大臣）はん 泉南原告に会うてんか」行動



写真右上 厚労省にむけて必死で訴える原告家
族。右下 通行人に説明。
左中 大雨も降り、小降りになったので宣伝再開。
左下 毎日要請行動を実施。厚労大臣面会要求
を手渡し、原告の被害を訴えた。

二つの訴訟が最高裁に係属するようになり、原告たちは、勝訴と解決を実現するために、何がで
きるかと、2陣高裁判決以降、真剣に議論してき

ました。原告たちの中では、厚労大臣に、せめて
話を聞いてほしいという思いが強く、泉南アスベ

スト問題の解決を願つて、厚労大臣に面会を要請
する行動を3週間続けようということ
になりました。

5月15日から6月4日までの3週間、
原告と支援者が毎日朝9時から5時ま
で厚労大臣への面談要求行動と、要請
行動を行いました。

この行動には、原告と原告家族が6
波、のべ64人、大阪からの支援がのべ
49人、大阪の弁護団がのべ23人参加し
ました。

東京や首都圏の公害関係団体や、建設
関係者などたくさんの支援者が連日
この行動には、原告と原告家族が6
波、のべ64人、大阪からの支援がのべ
49人、大阪の弁護団がのべ23人参加し
ました。

しかし、原告らの必死の訴えに
もかかわらず、厚労大臣は面談を拒否し続けま
した。このことは、国が、被害発生ばかりか、被害
の救済においても、取り返しのつかない誤りを犯
したこと意味します。何としても、最高裁判決
に勝利し、国に対して謝罪と全面解決を決断させ
ることが一層重要となっています。同時に、連日
の申し入れと厚労省前での行動は、国に対して、
深刻な泉南アスベスト被害と、その解決が現実的
な課題として国に突きつけられることを自
覚させ、国を絶対に逃がさないという泉南
原告の執念を見せつけたことも間違いあり
ません。原告団は、今回の行動を、最高裁
判決後の全面解決に繋げ、何としても全面
解決を勝ち取る決意です。

応援に来てくれました。

この期間に、ビルは15種類1万
枚。大パネル、遺影、音の宣伝を
続けました。要請の対応をした職
員は、「音はかなり上階までよく聞
こえているのです」と語りました。



良い判決をだしてください！

泉南原告たちが、最高裁判官に手紙



最高裁判所 裁判官殿

原告 岡田 阳子

一日も早く良い判決をだしてほしい、最高裁判所裁判官様、よい判決をお願いします。

私の両親は、アスベスト工場の労働者でした。仕事をするにあたって、社長は、「ホコリは窓を開けて仕事をするので心配はない。このホコリは安全なんや」と、食べてみせたそうです。

私は、アスベスト工場に隣接する社宅で生まれました。会社から、「子どもを連れてでも仕事をしてほしい」と言われ、工場の中で、子守りをしながら母は仕事に励みました。

アスベストは、労働者である母親のもとだけに降り注いだのではありません。私のもとにも降り注ぎました。母はずつと石綿肺の治療を続けてきましたが、平成24年に亡くなりました。76歳でした。

私は石綿肺とびまん性胸膜肥厚で在宅酸素治療中です。私は50歳から24時間酸素吸入が必要な状態になりました。年齢的には仕事は可能なのに仕事にも行けず、家事も病院受診も息子に助けてもらっています。

眠るときも苦しくなる為、まつすぐ横になつて休むことができません。咳とともに嘔吐することも多いです。咳き込みが強い時は、まつたく横にもなれないでの、何日も座つたまましか眠れない時があります。

真綿で首を絞められるように、少しずつ弱っていくのを感じ、不安でたまりません。

国がアスベストは危険だとしつかりと指導、監督しています。いれば、私は、今こんなに苦しんではいないと思います。

生きている間に解決してほしい。



最高裁判所裁判長殿

原告 南 和子

一日も早く良い判決をだしてほしい、最高裁判所裁判官様、よい判決をお願いします。

裁判長、どうか私たちのこのアスベスト被害の苦しみを聞いてください。

高裁判決は国民のいのちや健康を、経済発展と天秤にかけて、命よりも経済発展が大事だと言わんばかりの、許すことのできない判決でした。

父南 寛三は、どれだけ苦しい思いで十三年間病気と闘つてきたのか。父はミイラのようにやせ細り死んでいきました。「もうこんな苦しみは俺だけでたくさんだ。こ

の苦しみを世間に訴えてほしい」と言い残し、世を去りました。周辺住民はアスベストの危険すら全く知られなかつた。アスベスト粉塵は労働者や周辺住民に分け隔てなく追い被さりました。父が働いていた農地は、工場に隣接していて、工場の窓や換気扇からまき散らされる石綿粉じんを浴びなら田畠で仕事しました。

父は咳や痰、息切れ、呼吸困難で苦しみ、身体が日増しにやせ細り、食事も喉を通らなくなり寝たきり状態になりました。家族に負担をかけ、影響を与えました。肉体的・精神的苦痛は言葉で言い表せないぐらいしんどいです。

どうか助けてください。お願ひします。



最高裁判官様

原告 佐藤 美代子

最高裁判所裁判官様
私の夫、佐藤健一は、32年間アスベストの仕事をしました。家族のため、一生懸命働いてくれました。50歳くらいからひんぱんに咳をするようになつて、「しんどい、しんどい」と言う言葉が口かられるようになりました。平成18年に石綿肺で一番重い「管理区分4」と言わされました。平成21年にアスベストによる肺がんとなり、「余命は3～6ヶ月」と宣言をうけました。夫はそれからたつた9日しか生きられませんでした。

64歳で亡くなつた主人は孫の成長を楽しみにしておりました。とても残念でなりません。夫は平成21年に、泉南アスベスト原告で2人目の死亡者となりました。今は提訴後の原告死亡者が13人になりました。私が怒りで胸がいっぱいです。私たちの原告の中には、明日をも知れない命、生きるのに精いっぱい、やつとの思いで生きている人がおります。この命があるうちに一日も早い解決を願つています。

人の命はみな同じ、命に軽重がありますか？
最高裁判官の皆さま、私達原告の心の苦しみ、心の叫びをどうかわかつて下さい。



最高裁判所裁判官殿

原告 石川チウ子

私は現在76歳になりました。島根県隱生きて

岐の島の出身です。近所の年上の人たちが泉南で働いて、帰つてくる姿に憧れて、「私も」と思い泉南で働きました。

いましたが残念でなりません。ともに最高裁判決を聞き
たかったです。

朝5時ぐらいに、「すぐ病院に来てほしい」と連絡がありました。家族は病院では何もしてあげられません。入院していても、「胸がチクチクして燃えている。冷やしてほ

もちろん石綿が体に悪いなどとは知りませんでした。工場はいつも白い煙の中にいるような感じでした。仕事が終わると毎日真っ白になりました。

アスベストの危険性を知らず働いてきた私たち被害者の苦しみと無念さを、どうぞ理解いただきますように最高裁判長には私達の納得できる公正な判決を下されます事を切にねがつております。どうぞよろしくお願ひいたします。

「しても、胸がチクチクして燃えている。冷やしてほしい。病院にいても何もしてくれない。救急車を呼んでくれ」と訴えます。

もともと健康で、風邪をひいたことのないような私でしたが、67、8歳のころから風邪をひきやすくなり、すごい量の、粘つこい痰がでるようになりました。齢とともにそれはひどくなり、痰がとれず、「このまま死ぬのか」

われます事を切にねがっております
いいたします。
どうぞよろしくお願ひ
原告 松島 加



最高裁判官殿

私の夫松島正芳は、平成25年11月6日、
（略）

私も長年アスベストの仕事をしてきましたので、今まで胸膜プラークと診断されています。胸に爆弾を抱えている気分です。

田舎からでてきた友達の中で自分が一番健康だと思つていました。が、びまん性胸膜肥厚と診断されました。

国には労働者の健康に強く厳しく管理をしてほしかったと思います。國に一日も早く、命あるうちの、早期の解決を願っています。

今は、夜は特に咳と痰がひどく、横になつて眠れない日がたびたびです。どれだけ苦しんで、恐ろしい夜を過ごさなければならないのでしょうか。私の元気な体を返してほしいと思います。まともな判決を出してください。

私も何年生きられるかわかりません。
最高裁判官殿 皆さまにお願い申し上げます。



最高裁判長様

母原田モツは、石綿肺で10数年苦しんだあげく、平成23年8月25日の大阪高裁

「私の顔をみては「早く死にたい。こんなに苦しんで生きる意味はない」と毎日訴えます。私は言葉もなくて困つておりました。できなくなつていきました。

何度も治療がありません」と言われ、家に帰されることの繰り返しでした。

昨年10月24日、救急搬送での診察で、「肺から空気が混じっていて、肺に水も溜まって、穴も開いている。これでは自宅療養は無理」と判断され、入院となりました。そ



最高裁判官殿

鳳谷 桂月 加

国には労働者の健康に強く厳しく管理をしてほしかつたと思います。国に一日も早く、命あるうちの、早期の解決を願っています。

私も何年生きられるかわかりません。

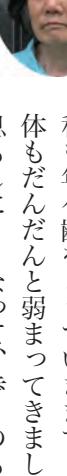
最高裁判官殿 皆さまにお願い申し上げます。

思い出しては涙の日々です。

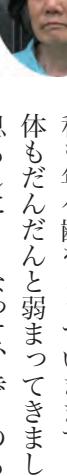


原告 松山 尋子

私も年々齢をとつていきます。
体もだんだんと弱まつてきました。
息もしにくくなつて、歩くのもつらく
なりました。



私も年々齢をとつていきます。
体もだんだんと弱まつてきました。
息もしにくくなつて、歩くのもつらく
なりました。





原告 澤井 たま江

私の主人は三好石綿で36年間働きました。あんな恐ろしい病気になるとは知らず、会社のために、毎日、1分も遅れずに働きました。

この2年間の主人の苦しみやいたみは口では言いあらわせません。体はやせほそり、まるで「ガイコツ」のようですが、

なくなるのをあからさまにみていく家族の痛み、つらさをわかつて下さい。

の病であることがわかつていても、一生懸命支えてくれる近親者のためにも、少しでも長く元気でいられるよう必死で生きています。

もいやがりました。

小さいときに両親を早くに亡くして、家族のために一生けん命働き、これからと言うときに、なぜこんな病気になるのかと……。

分ついたら働いていません。あと1ヶ月生きて、ば孫の顔を見る事ができたのに。

原告 草原 弘子

**最高裁
裁判官様**
亡父、中田敏夫は、石綿工場で、23年間働き、57歳の時、肺がんで亡くなりま
した。

病気がわかつた時に、「余命半年」と言われ、本人には内緒にしようと、母と二人決めました。

最後までウソを通してました。父は、疑いながらも何も聞きませんでした。病気の苦しみも心の苦しみもアスペストが原因です。

どうかよい判決を下さい。そして早い解決をお願いします。

最高裁判所長殿
父 迫園敬吉は今81歳、あと何年、いや何ヶ月生きくれるでしょうか。
アスベストの仕事を約0年、一生涯、い

原告家族
谷光
弘子

に、悪性腹膜中皮腫で亡くなりました。

「人生、
「薬もない」、

現在、びまん性胸膜肥厚というアスペストの病気になり、在宅酸素生活を送っています。



治る薬もなく、治療法もありません。酸素チューブにつながれた私は何をするのも気持ちが晴れることはできません。

一つ望むことは、私が生きている間に、良い判決をいただいて、解決をしてほしいことです。よろしくお願ひします。

原告 水本 美代子

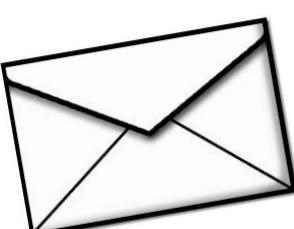
原告 山田 哲也、山田カヨミ
裁判長 白木 勇殿

私の父、山田英介は平成15年4月27日に、悪性腹膜中皮腫で亡くなりました。病名を告知されてからはわずか半年の命でした。

私たち家族は、目の前で病状が日に日に悪化していく父に何もすることができませんでした。父の病状が悪化でした。

まだ何も解決されていません。被害者は「咳、痰、息苦しさ」で苦しんでいる方が多数おります。

被害者には先がありません。定年後はゆっくりと暮らしたいと思っておりましたが、全く違う人生、「薬もない」、「治療方法もない」人生になってしましました。私たちは、毎日本当に苦しい思いで過ごしております。そのことを忘れないでください。被害者には時間がありません。



最高裁で勝利し、政治の力で解決を!

トリノ訴訟と会わせて、
世界的に注目されている



全国石綿対策連絡会議事務局長

古谷杉郎さん

判決行動にご参加ください

泉南アスベスト国賠訴訟は、2010年5月の1陣訴訟地

裁で勝利判決を勝ちとり、当時の長妻厚労大臣は控訴しない意向を表明しました。ところが控訴期限ギリギリに、控訴を決めました。

それ以来、何度も国・厚労省に対して、「早期解決」を訴えています。しかし、「二つの高裁判決が違すぎるから上訴する」として解決を先延ばしにしてきました。さらに「裁判で係争中だから」と被害者との面会すら拒否してきました。

しかし、最高裁で断罪されればもう「係争中だから」と解決のための話しあいを拒否することはできません。

私たちには、最高裁で勝利し、今度こそ政治の力で全面解決を実現するよう全力を尽くします。皆さまの引き続くご支援を心からお願いいたします。

最高裁での弁論の期日は9月4日と決まりました。一ヶ月

前後で判決が出されるものと思われます。判決行動の詳細は追ってお知らせしていくま

す。

国会議員のみなさまのお力を借りて、官邸、厚労省などへの力強い要請行動を計画していきます。どうぞよろしくお願いします。

わが国の最高裁判所の判断と合わせて、世界的に注目されています。

両判決が、10周年のよき贈り物となることを願つてやみません。

9月4日(木)
午後5時ごろ
院内集会を予定

衆議院第1議員会館を予定
9月4日(木)は午後最高裁で弁論が行われます。その後午後5時ごろから院内集会を予定しています。



最高裁判官室にむかって、泉南国賠の公正判決を訴える横断幕をもって訴える人々(5月15日)

泉南アスベスト国賠訴訟に興味と関心をお持ちの皆さん、本当にありがとうございます。いよいよ最高裁の弁論から判決が近付いてきました。

最高裁で勝利して、今度こそ政治の力で全面解決を実現するべく全力を注ぎます。しかしこれまでに増して、活動資金が必要となります。再三の厚かましいお願いでまことに恐縮です。

引き続きのご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

● カンパ振込口座

三井東京UFJ銀行 梅田新道支店 普通 0158139

名義 大阪アスベスト弁護団

● ゆうちょ銀行 店番 418

普通預金 口座番号 4522898

名義 大阪泉南地域のアスベスト

国家賠償訴訟を勝たせる会